

告示第8号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により一般廃棄物処理実施計画を定めたので、安達地方広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

安達地方広域行政組合

管理者 三保 恵一

